

「尾鷲市あんしんみえリア取得推進応援金事業」QA 集

【1. 制度の考え方について】

Q. 制度の概要は？

- A. 長期間に及びコロナ禍にあっても、市民及び尾鷲市を訪れた人が安心して利用できる市内飲食店や観光関連施設の環境づくりを進めることを目的に、三重県が定める「飲食事業者版みえ安心おもてなし施設認証制度」及び「観光事業者版みえ安心おもてなし施設認証制度」の認証基準を満たした店舗・施設等を対象に応援金を支給し、感染対策の徹底と認証制度取得の促進を図るものです。

【2. みえ安心おもてなし施設認証制度（あんしんみえリア）について】

Q. みえ安心おもてなし施設認証制度（あんしんみえリア）とは？

- A. 三重県が感染防止対策に取り組む飲食店や観光関連事業者を対象に、一定の基準に基づき安全安心を認証し、ステッカーを交付するとともに認証店を公開する制度です。
※飲食店向けの飲食業事業者版と観光事業社向けの観光事業者版の2つの認証制度があります。
あんしんみえリア公式HP (<https://mieria.kankoumie.or.jp/>)

Q. この認証を受けるメリットは？

- A. まず第一には、安心して利用できる施設の「見える化」として、認証施設は専用HPで公開し、認証制度の信頼性が確保されます。感染症対策をしっかりと実施しているという、第三者からお墨付きをもらうことで、安心して利用できる飲食店であることをアピールできます。

Q. 「あんしんみえリア」を取得できる業種・施設は？

- A. 以下の業種・施設となります。詳細は「あんしんみえリア公式HP」をご確認ください。
- ①飲食業（ただし、宅配専門店、テイクアウト専門店、キッチンカー等は対象外）
 - ②宿泊施設（ただし、店舗型性風俗特殊営業を行う施設、下宿営業を行う施設、その他不特定多数の旅行者を受け入れていない施設は対象外）
 - ③観光施設（ただし、地域住民の日常利用が大半を占めている施設は対象外）
 - ④土産物店（ただし、地域住民の日常利用が大半を占めている施設は対象外）
 - ⑤体験事業（ただし、地域住民の日常利用が大半を占めている事業、単にイベントのみを実施している事業、目的地への送迎のみを目的としている事業は対象外）

【3. 対象者について】

Q. 同事業の対象者は？

A. 対象者は、次の3項目をすべて満たす人となります。

- ① 飲食業事業者版または観光事業者版の「あんしんみえリア」の認証を取得した店舗・事業所が市内にある人
- ② 現在、市内で営業しており、「あんしんみえリア認証店」として今後1年以上営業する予定である人
- ③ 市税の滞納がない人

Q. 社団法人、財団法人、特定非営利活動法人（NPO法人）などは対象となるのか？

A. 「あんしんみえリア」の認証を取得した店舗・事業所が市内にある人（法人）であれば対象となります。

Q. 市内に住民登録、法人の本店登録がない場合は対象とならないのか？

A. 「あんしんみえリア」の認証を取得した店舗・事業所が市内にある人（法人）であれば対象となります。

【4. 応援金の金額について】

Q. 応援金の金額の考え方は？

A. 認証取得した飲食業事業者版または観光事業者版の認証制度につき、5万円を支給します。両方の認証制度を認証取得した場合は、10万円を支給となります。

(例) ① 認証取得した飲食業事業者版または観光事業者版両方の認証制度を取得した場合

→ 10万円を支給します。

② 飲食業事業者が飲食業事業者版の認証制度を2店舗取得した場合

→ 5万円を支給します。

③ 観光事業者が観光事業者版の認証制度のうち、土産物店と体験事業の2つを取得した場合

→ 5万円を支給します。

Q. 認証制度ごとに応援金が支給されるのはなぜか？

A. 飲食業事業者版と観光事業者版では、認証を取得するために必要となる感染防止対策の場所や内容が異なることから、両方の認証制度を認証取得した場合には、それぞれの認証制度に対し支給します。

Q. 観光事業者が宿泊施設と土産物店を営業している場合、いずれか一つの認証を取得すると5万円が支給されるのか？

A. この応援金は、認証制度を取得するための動機付け（インセンティブ）となることを目的としています。このことから、観光業事業者のうち、一つの認証を取得することで5万円を支給しますが、認証の対象施設が複数ある場合は、すべての認証を取得いただきますようお願いいたします。

【5. 申請方法等について】

Q. 申請はどこにするのか？

A. 申請方法は、尾鷲市役所商工観光課へ郵送にてご提出いただくか、窓口へご持参いただきますようお願いいたします。申請書類は、市HPからダウンロードいただくか、商工観光課窓口にてお受け取り下さい。

【郵送先】

〒519-3696 三重県尾鷲市中央町 10-43 尾鷲市役所 商工観光課 宛

Q. 申請に必要な書類は？

A. 申請書（様式第1号）に以下の書類を添えて提出してください。

- ①認証されたことが確認できるもの（認証通知書の写し等）
- ②振込先口座が確認できる書類（通帳、キャッシュカードの写し等）

Q. 締切はいつまでか？

A. 令和5年3月20日（月）までとなっています。ただし、令和5年3月15日（水）までに「あんしんみえリア」の認定を受けたものに限ります。